

歳末火災特別警戒 火災に遭わずに新年を迎えるために

年末は火を使用する機会が増えるため、火災が発生しやすくなります。

市消防本部では、12月25日(水)～31日(火)に「ひとつずつ いいね!で確認火の用心」の全国統一防火標語の下、地元消防団や立野台地区女性消防隊と共に、「歳末火災特別警戒」を実施します。同警戒期間中は、消防車が市内を巡回し防火啓発を行う他、消火栓や防火水槽などの確認、狭い道路での駐車状況の調査や、消防活動上の支障となる車両の撤去指導などを行います。



火災予防について考えましょう

普段の生活の中でも、次のことに注意をして、いま一度、火に対する意識を見直しましょう。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にしない。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器についてなど、詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 消防管理課 ☎046(256)2211 ☎046(256)2215

付加年金 老後を豊かにするために

国民年金の第1号被保険者および任意加入被保険者は、付加年金に加入し、月額400円の付加保険料を追加納付することで、65歳から受給する老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加年金の加入者は、付加保険料として納付した金額の2分の1の額が老齢基礎年金額に毎年上乗せされます。なお、付加年金の加入は、申込日の属する月からとなります。

※厚生年金加入者やその被扶養者である第3号被保険者、国民年金保険料の免除を受けている方、国民年金基金の加入者は対象外。

○対象 国民年金の第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者

○申込方法 身分証明書と印(持っている方は年金手帳)を直接担当へ

担当 国民年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043

就学通知書

令和2年4月に小・中学校へ入学する方を対象として、12月中旬に「就学通知書」を送付します。同通知書に記載された指定校の入学式に持参してください。国・県・私立学校へ入学予定の方は、区域外就学の届け出が必要ですので、同通知書と入学予定の学校が発行する「入学承諾書」を担当へ持参してください。次に該当する方は、担当へお問い合わせください。

- 記載内容に誤り、不明点がある。
- 同通知書を紛失した。
- 同通知書が12月中旬に届かない。
- 入学前に住所変更を予定している。
- 指定校の変更について相談したい。



※指定校の変更について詳しくは、本紙11月1日号4面「住所に基づき指定した小・中学校の変更」をご覧ください。

担当 学校教育課 ☎046(252)8739 ☎046(252)4311

長期優良住宅に対する固定資産税(家屋)の減額措置

長期にわたって良好な状態で使用される構造などを備えた良質な住宅の普及を促進するため、一定の要件を満たす新築住宅について固定資産税を減額する制度があります。

要件

【住宅の種類】

平成21年6月4日～令和2年3月31日までの間に新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして県の認定を受けて新築された住宅

※住宅部分と住宅以外の部分がある場合(併用住宅など)は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である必要があります。

【床面積】

▽専用住宅=50平方メートル以上(一戸建て以外の貸家住宅は

40平方メートル以上)280平方メートル以下▽併用住宅=居住部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

○減額される範囲と税額 ▽居住部分が120平方メートル以下の場合=固定資産税(家屋)の2分の1 ▽居住部分が120平方メートルを超え280平方メートル以下の場合=120平方メートル相当分の固定資産税(家屋)の2分の1

※120平方メートルを超える部分は減額されません。

○減額される期間 ▽一般の住宅=新築後5年度分▽3階建て以上の中高層耐火・準耐火建物=新築後7年度分

○申請方法 新築した年の翌年の1月31日までに、県から長期優良住宅の認定を受けて建てられたことを証する認定通知書(写し)を添えて市役所2階固定資産税課で配布する申告書(市ホームページからダウンロード可)を直接担当へ

※長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅の減額措置に代えて適用されます。

担当 固定資産税課 ☎046(252)8047 ☎046(255)3550

広告

車の処分でお困りの方!

乗っていない車はありませんか?
車の廃車でお金がもらえます!
車でしたらなんでもOK!
動かない車でもOKです!

現金
即払い



廃車買取価格

普: 10,000円

軽: 3,000円

車持ち込みの場合は、普通車+2,000円、軽+1,000円で買い取ります!

現金車買取
M・O・F
〒252-0013 座間市栗原1198-4

通常の買取もお任せ下さい

TEL: 046-266-6600

営業時間: AM8:00~PM6:00(年中無休)
手続き完了後、車検証のコピーをお送りいたしますので安心です。

大和斎場の年末年始業務体制

大和斎場は、年末年始に右記の通り業務を行います。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先

大和斎場 ☎046(264)5566

担当 健康づくり課

☎046(252)7995 ☎046(255)3550

と き	火葬炉		式 場	
	組織市内※	組織市外	通夜	告別式
12月31日(火)	○	×	×	○
令和2年1月1日(水)～3日(金)	×	×	×	×
令和2年1月4日(土)	○	×	○	×
令和2年1月5日(日)	○	×	○	○
令和2年1月6日(月)	○	×	○	○

※組織市とは、座間・綾瀬・海老名・大和市をいいます。